

石川労働局第14次労働災害防止計画（概要）

資料1

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

○計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進**と社会的に評価される環境の整備を図っていく
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○8つの重点対策

労働者の作業行動に
起因する労働災害
防止対策の推進

自発的に安全衛生対
策に取り組むための
意識啓発

高齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

多様な働き方への対
応や外国人労働者等
の労働災害防止対策
の推進

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

業種別の労働災害防
止対策の推進

個人事業者等に対す
る安全衛生対策の
推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

労働者の健康確保
対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

化学物質等による
健康障害防止対策の
推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

石川労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
○ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・ 転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50％以上とする。等	・ 転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5％以上減少させる。
○ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・ 「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50％以上とする。	・ 60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
○ 労働者の健康確保対策の推進	
・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80％以上とする 等	・ 仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50％未満とする。

死亡災害：第13次防期間中の合計値の15％以上減少
死傷災害：第13次防期間中の最小値の5％以上減少

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・ 労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討） 等

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 「いしかわ小売業・介護施設＋Safe協議会」の運営と構成員による連携した取組の展開。
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・ メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

石川労働局第14次労働災害防止計画

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	・転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに30日以下とする。
・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進	
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	・建設業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。（再掲） ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。（再掲）	・小売業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ・社会福祉施設における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

石川労働局第14次労働災害防止計画

アウトプット指標とアウトカム指標

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50％以上とする。	（指標は立てず）石川県内の林業における死傷災害は発生が少なく(R5.12.では11人)、指標による減少値が小さくなるため目標値として適さないと考えるため。
--	---

アウトプット指標	アウトカム指標
（オ）労働者の健康確保対策の推進	
・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70％以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15％以上とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5％以下とする。
・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80％以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50％以上とする。	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50％未満とする。
・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80％以上とする	（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進	
・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80％以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80％以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80％以上とする。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5％以上減少させる。
熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる熱中症による療養者数の増加率 を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりのアウトカム指標の達成を目指す。

- ・死亡災害については、第13次防期間中（2018年～2022年）と比較して、石川局第14次防期間中（2023年～2027年）の合計値の15％以上減少させる。
- ・死傷災害については、第13次防期間中（2018年～2022年）の一番少ない年と比較して、2027年までに5％以上減少させる。

上記の死傷者数及び死亡者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者数を除く。